

神奈川県環境保全基金条例

平成 2 年 3 月 22 日

条例第 2 号

改正 平成 3 年 7 月 12 日 条例第 32 号

神奈川県環境保全基金条例をここに公布する。

神奈川県環境保全基金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、神奈川県環境保全基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 県は、地域に根ざした環境保全活動を永続的かつ着実に展開していくのに必要な経費を積み立てるため、神奈川県環境保全基金（以下、「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 3 条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第 4 条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、次に掲げる事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。

- (1) 環境保全のための活動基盤の整備
- (2) 環境保全に関する知識の普及啓発及び情報の提供
- (3) 環境保全のための実践活動の支援

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 12 日 条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。